

神戸市告示第 534 号

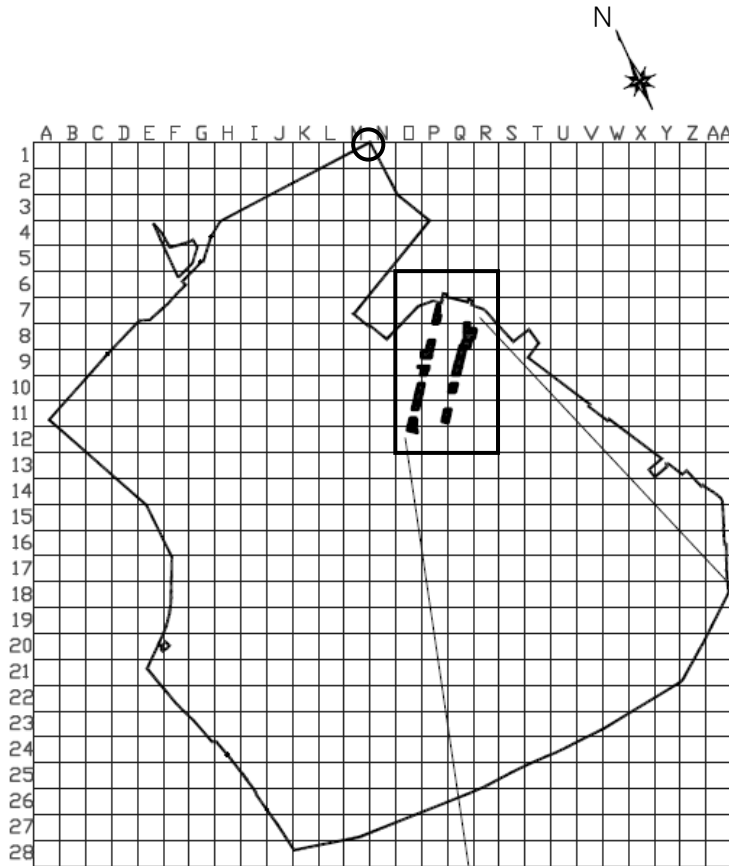
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 25 年 12 月 11 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

別図



<起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端(No.3126)地点とする。

<格子の回転角度>

24° 21' 14"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

○ 起点

— 敷地境界線

▨ 形質変更時要届出区域

単位区画

